

京都市動物園条例の一部を改正する条例(平成20年6月20日京都市条例第6号)(動物園総務課)

動物園に入園する学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の個人について、1年を単位とする入園料を新たに定めることとし、これを1人につき2,000円とすることとしました。

この条例は、平成20年7月1日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第6号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区	分	単	位	入園料（1人につき）
一 般	個 人	1	回	500 ^円
		1	年	2,000
	団 体	1	回	400
中 学 校 の 生 徒		1	回	300

別表第1備考3中「入園料は」を「入園料（回数を単位とするものに限る。）は」に改める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（動物園総務課）